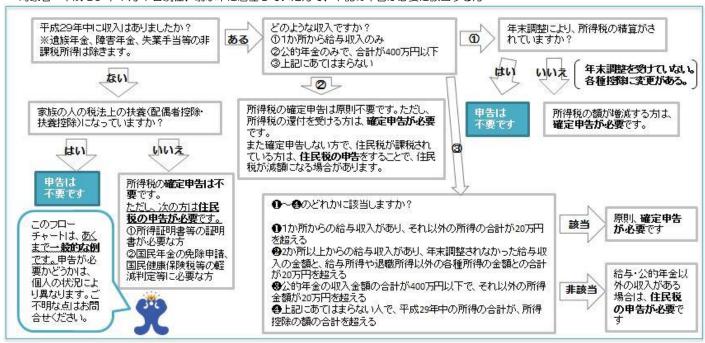
平成30年度

市民税・県民税申告書の手引き

平成30年度の住民税申告をしていただく時期となりました。手引きをよくお読みいただき、正しくご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

住民税申告が必要な方

対象者:平成30年1月1日現在、射水市に居住していた方で、下記の申告が必要に該当する方



申告方法

ご記入いただいた申告書は、下記住所に郵送もしくは本庁舎2階課税課市民税係窓口までご提出ください。 申告会場での作成希望の方は、2月16日~3月15日に本庁舎3階の申告相談会場までお越しください。

提出期限は、<u>平成30年3月15日(木)</u>です。

申告に必要なもの

- 1) 郵送、持参の場合
 - 市民税 県民税申告書
 - 所得の資料(源泉徴収票原本、収入の分かるもの)
 - ・収支内訳書(事業所得、農業所得等のある方)
 - 所得控除の各種証明書原本
 - マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる書類と本人確認書類(郵送の場合は写し)
- 2) 申告会場の場合
 - 印鑑 (認印)
 - ・所得の資料(源泉徴収票原本、収入の分かるもの)
 - ・収支内訳書(事業所得、農業所得等のある方)
 - 所得控除の各種証明書原本
 - マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる 書類と本人確認書類

住民税申告書の作成がご自宅のパソコンで出来る!<u>住民税額試算システム</u>をご利用ください! 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、住民税の申告書が作成できます。是非 ご利用ください。※申告書のデータ送信はできません。提出する場合は印刷し、郵送もしくはご持参ください。 アクセス方法⇒射水市HP内検索で「住民税額試算システム」と検索ください。

問合せ先

申告についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

住民税について:課税課 市民税係

※所得税、確定申告については

〒939 - 0294 射水市新開発410番地1(本庁舎2階) 高岡税務署(0766-21-2501)

TEL: (0766)51-6618 へお問い合わせください。

申告書の書き方

手順1 住所、氏名等を記入する

申告書表面上記の住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバー等をご記入のうえ、押印ください。 平成29年中に所得がなかった方は、手順4へお進みください。

手順2 収入金額、所得金額を記入する

(下記表中の(カタカナ)、丸数字は申告書の各項目記載箇所に対応しています)

	種類								
	_		• 卸売業、小売業、飲食店	業、製造業					
事	(1)		・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などの所得 ・医師、弁護士、生け花などの師匠、ピアノの講師、外交員、集金人、大工、左官、漁業などの所得						
事業所得	営業	等	・医師、弁護士、主けれるこの師匠、こかりの講師、外交員、集並人、人工、生旨、漁業なこの所恃 ※収入金額(ア)ー必要経費						
得	2 農	業	・農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育、酪農品の生産などの所得 ※収入金額(イ)ー必要経費						
	3		・土地や建物、不動産の上	に存する権	፤利、船舶、航空機などの)貸付から生ずる所得			
不	動 産 所	f 得	※収入金額(ウ)一必要経費						
	4		・国外にある銀行等に預けた預金等の利子などの所得						
利	子所	得	※収入金額(工)						
₩7	5	/8	・法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得						
配	当 所	得	※収入金額(オ)ーその元本取得に要した負債の利子 ・俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得						
			・俸稲、稲料、賃金、賃号 ※収入金額(力)から給与所			2船子に係る所得			
						与所得の金額			
			A給与等の収入金額合計(円)		の円				
			~650,999 651,000~1,618,999		A-650,000円				
			1,619,000~1,619,999		969,000円				
			1,620,000~1,621,999		970,000円				
	6	-	1,622,000~1,623		972,000円				
給	与 所	得	1,624,000~1,62		974,000円				
			1,628,000~1,799		A÷4=B	B×2.4円			
			1,800,000~3,599	9,999	(千円未満切り捨て)	B×2.8-180,000円			
			3,600,000~6,599,999			B×3.2-540,000円			
			6,600,000~9,999,999		A×0.9-1,200,000円				
			10,000,000~		A-2,200,000円				
			公的年金等 ・国民年金、厚生年金、公 ※収入金額(キ)から公的年	金等に係る					
			昭和28年1月2日	700,001~1,299,999		A-700,000円			
			以後に生まれた人	1,30	00,000~4,099,999	A×0.75-375,000円			
			(65 歳未満)	4,100,000~7,699,999		A×0.85-785,000円			
	7	得		7,700,000~		A×0.95-1,555,000円			
雑	所			~1,200,000		O円			
			昭和 28 年 1 月 1 日	1,200,001~3,299,999		A-1,200,000円			
			以前に生まれた人	3,300,000~4,099,999		A×0.75-375,000円			
					00,000~7,699,999	A×0.85-785,000円			
			(63 成以工)	7,700,000~		A×0.95-1,555,000円			
			1,10		0,000	A × 0.95 1,555,000 H			
						テの年金(個人年金)など他の所得に当て			
-			はまらない所得 ※収入金 ・機械や金地金などを譲渡						
	8		• 機械や並地並なこを議場 短期譲渡(保有期間が5年			夏一取得費用等一特別控除額)(ケ)			
総	合 譲	渡	短期譲渡(保有期間が5年 長期譲渡(保有期間が5年			第一取骨質用等一特別控除額)(フ)×0.5			
	8		生命保険の一時金、賞金			TANIO PER DE L'ANDIENTE DE L'A			
	時 所	得	※(収入金額一経費一特別						

(下記表中の丸数字は申告書の各項目記載箇所に対応しています)

種類					内容	控除額
雑	損	10	空	除	・災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 ※A:(差引損失額(損失の全額-保険等補てん金額)}-(総所得金額等×10%) B:(差引損失額のうちの災害関連支出の金額)-5万円	AかBの多い方の金額 (証明書添付)
(1) 医療費控除 ※(2)を選択する場合は、申告書のセルフメディケーション税制にチェックしてください。				ま、デルに	・次の(1) または(2) に該当する場合(いずれか一方を選択) (1) 一定額以上の医療費の支払がある場合 (医療費の金額ー保険等補てん金額) — (10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) ※医療費控除の明細書の添付が必要です。 (2) 1万2千円を超える額のスイッチOTC医薬品を購入した場合 ※健康維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種の領収証、定期健康診断の結果通知表など)、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。	(1)控除額は左記参照 ※限度額200万円 (2)購入額-12,000円 ※限度額8万8千円 (明細書等添付)
社控	会	① 保	険	料除	・国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など の支払がある場合	支払保険料の全額 (証明書添付)
	規り				・小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の年金加入者掛金、 心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある場合	支払保険料の全額 (証明書添付)
生控	命	(4) 保	険	郑悠	・生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払がある場合 【控除額計算表】 一般生命分・個人年金分・介護医療分毎に計算します。さらに、一般生命分・個人年金分は加入時期により旧制度と新制度に計算表が分かれます。 支払った保険料 一般生命分 個人年金分 介護医療分 控除額 (A) 控除額 (C) 控除額 (円) 支払った保険料円 15,001~40,000 支払った保険料×0.5+7,500 を40,001~70,000 支払った保険料×0.25+17,500 で 35,000円 で 35,000円 で 35,000円 で 32,001~32,000 支払った保険料×0.25+14,000円 を32,001~56,000 支払った保険料×0.25+14,000円 を32,001~56,000 支払った保険料×0.25+14,000円 を6,001~ 28,000円 で 28	(A+B)+(C+D)+E <u>※限度額7万円</u> (証明書添付)
地控	震	⑮ 保	険	料除	 ・地震保険料の支払いや旧長期損害保険料の支払がある場合 【控除額計算表】 支払った地震保険料(円) 控除額 A ~50,000 支払った保険料×0.5 円 50,001~ 25,000 円 支払った旧長期損害保険料(円) 控除額 B ~5,000 支払った保険料 円 5,001~15,000 支払った保険料×0.5+2,500 円 15,001~ 10,000 円 ●一つの契約がA, Bいずれにも該当する場合は、どちらか一方のみ選択 	A+B <u>※限度額2.5万円</u> (証明書添付)
(A)	寡婦			空除	・夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親 族や総所得金額等が38万以下の生計を一にする子のある方	26万円
⑩寡婦(夫)控除		婦	控		・上記のうち、扶養親族である子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の方	30万円
夫) 控险					・夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方	26万円
h/Jz	寡	夫	控	除	・妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、合計所得金額が 500 万円以下であり、かつ、総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子のある方	26万円

① 勤 労 学 st	① ・本人が勤労学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、不労所得(配当・ 労 学 生 控 除 一時所得等)が10万円以下の方						26万円 (在学証明書添付)	
(8)			・本人又は控除対象配偶者 帳、精神障害者保健福祉手 た方、65 歳以上の方で障 に該当する場合	26万円				
障害者	狴	除	・上記のうち、特別障害者 障害者手帳1級、療育手帳	30万円				
			・特別障害者である控除対 ーにする親族との同居を常	53万円				
(19)			・合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者がある場合				33万円	
配偶者	控	除	・上記のうち昭和 23 年 1 月 1 日以前に生まれた方(年齢が 70 歳以上の方)				38万円	
			・あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 38 万円を超え 76 万円未満である場合					
			配偶者の 合計所得金額(円)	控除額	配偶者の 合計所得金額(円)	控除額	左記参照	
20	- I		380,001~449,999	33万円	600,000~649,999	16万円		
配偶者特	別控		450,000~499,999	31万円	650,000~699,999	11万円		
			500,000~549,999	26万円	700,000~749,999	6万円		
			550,000~599,999	21万円	750,000~759,999	3万円		
	一 般		・合計所得金額が 38 万円以下の生計を一にする配偶者以外の扶養親族(16歳以上に限る)がある場合			33万円		
② 扶 養		定養	・扶養親族のうち平成7年れた方(年齢が19歳以上	45万円				
控 除	老	含 人-	・扶養親族のうち昭和 23 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (年齢が 70 歳以上の方)				38万円	
			・上記のうち、あなたや配偶者の直系尊属で同居を常としている方			45万円		
16歳未満の	扶養親族	族	・扶養控除は廃止されましたが、市・県民税の非課税判定をする際には計算に含				めます。	
② 基 礎 控 除			すべての方に適用される	33万円				

手順4 税額控除、その他事項について記載する

5~14の該当する事項について、ご記入ください。平成29年中に所得がなかった方は、申告書裏面の「平成29年中に所得のなかった方等の記入欄」を必ずご記入ください。

市・県民税の計算方法

市・県民税の税額は、前年の所得をもとに計算した均等割額と所得割額の合計額です。

- ◎均等割額…前年の合計所得金額が市の条例で定める金額以上の場合、一律の額
 - 5,500円(市民税:3,500円+県民税:2,000円)
- ※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により、平成26年度から平成35年度の間、個人市民税の均等割の標準税率が500円ずつ引き上げられています。
- ※ 県民税のうち500円は、平成19年度から導入された「水と緑の森づくり税」が含まれています。
- ※ 非課税基準: 均等割が課税されない方…扶養親族無 合計所得が 28 万円以下

扶養親族有 28万円×人数(本人+扶養親族)+16.8万円以下

均等割も所得割も課税されない方…1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている方

寡婦、寡夫、障害者、未成年の方で合計所得が 125 万円以下の方

◎所得割額…前年の総所得金額等により計算した額(下記参照)

所得金額一所得控除額 × 税率 - 税額控除額 = 所得割額 - 譲渡所得割額控除

課税所得金額 (市民税 6% 県民税 4%)

※ 上記税率は総合課税分にかかる税率です。分離課税、山林所得等の税率については、別途お問い合わせください。